

インフルエンザの出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。」

※発症とは、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。医療機関を受診した日ではありません。医療機関を受診する際に、医師に発症日を確認してください。

※最短でも5日間は出席停止です。解熱した日によって期間が延長されます。下の表にて、登校可能な日をご確認ください。

発症 〇日目 月/日	〇日目 /	1日目 /	2日目 /	3日目 /	4日目 /	5日目 /	6日目 /	7日目 /
例1	発症当日に解熱	発熱・ <u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	<u>登校可</u>
出席停止								
例2	発症1日目に解熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	発症後4日	発症後5日	<u>登校可</u>
出席停止								
例3	発症2日目に解熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	発症後5日		<u>登校可</u>
出席停止								
例4	発症3日目に解熱	発熱	<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日			<u>登校可</u>
出席停止								
例5	発症4日目に解熱	発熱		<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日		<u>登校可</u>
出席停止								
例6	発症5日目に解熱	発熱			<u>解熱</u>	解熱後1日	解熱後2日	
出席停止								

学校保健安全法施行規則第19条第2号イの規定に基づき作成

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

発症 〇日目 月/日	〇日目 /	1日目 /	2日目 /	3日目 /	4日目 /	5日目 /	6日目 /	7日目 /
例1	無症状	<u>検体採取日</u>	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	<u>登校可</u>
出席停止								
例2	発症1日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	<u>登校可</u>
出席停止								
例3	発症2日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	発症後4日	発症後5日		<u>登校可</u>
出席停止								
例4	発症3日目に軽快	有症状	<u>軽快</u>	軽快後1日	発症後5日			<u>登校可</u>
出席停止								
例5	発症4日目に軽快	有症状		<u>軽快</u>	軽快後1日			<u>登校可</u>
出席停止								
例6	発症5日目に軽快	有症状			<u>軽快</u>	軽快後1日		<u>登校可</u>
出席停止								
例7	発症6日目に軽快	有症状				<u>軽快</u>	軽快後1日	
出席停止								

令和5年4月28日付文科省通知「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」に基づき作成